

東京・立川飛行場への自衛隊移駐をめぐる 基地紛争（1968 - 1978 年）

松田 ヒロ子

神戸学院大学現代社会学部教授

1 章 はじめに

1960年代末から1970年代初頭にかけて、ベトナム戦争の行き詰まりを背景に、米国政府は東アジアにおける軍事プレゼンスを縮小する方向性に舵を切った。日本国内においては、ベトナム反戦運動の興隆と相まって在日米軍基地に対する反発が強まっていた。米政府や軍も反基地感情を重く受け止め、日本本土と沖縄にある米軍の主要施設を整理統合し、その機能の一部を海外もしくは日本国内の他所に移転し、また一部を日本に返還する可能性を模索し始めた¹⁾。米国内における様々なアクター間の議論と利害調整、そして日米間の交渉を経て進められた在日米軍再編計画のうち、1973年1月に日米間で合意されたのが「関東平野地域における施設・区域の整理・統合計画」、通称「関東計画」である。この計画では、首都圏にある6つの米軍基地を日本側に返還し、日本側の経費負担で代替施設が建設されることが決められた²⁾。返還対象となった6つの施設のうちの一つが、東京都立川市の中心部に位置する立川飛行場（立川基地）である。

返還後の立川飛行場の跡地には、国立昭和記念公園や商業施設、さらに広域防災基地が建設され、その一部を陸上自衛隊が使用することになった。これらは、今日、立川市住民の日常の風景の一部に溶け込んでおり、一見すると、平和な市民生活の一部を形成しているように思われる。だが立川飛行場は、戦後日本史において最も激しい基地紛争が展開され

てきた軍事施設として注目を集めてきた。特に、1950年代に米軍立川飛行場の拡張をめぐる繰り広げられた砂川闘争は、現代日本史に関心を持つ市民や研究者の間で「戦後平和運動・基地闘争の重要な一局面をなした」³⁾ 基地紛争として広く認知され、多くの資料集や論稿、ルポルタージュなどが刊行されてきた⁴⁾。しかしそれらの先行研究のほとんどは、米軍が立川飛行場の利用を停止するまでを考察の対象としており、米軍基地が日本に返還されるまでの経緯や、自衛隊が立川に移駐してきた過程に着目した研究は少ない。

1960年代末から1970年代初頭の在日米軍再編計画を米国側の政策決定に着目しながら明らかにした川名晋史は、日本本土の基地再編が、関東計画をもって「実務者間の協議と調整のフェーズに完全に移行した」としている。そして、首都圏の基地が横田に集約されたことによって人々の視界から徐々に遠ざけられ、基地問題は「不可視化」し、「日本本土の基地問題はこのときを境に沈静化の一途を辿った」と論じている⁵⁾。しかしながら地域社会に目を向けると、立川基地の跡地の利用をめぐる、政府、地方自治体、地域住民、市民団体がそれぞれの思想と理念をぶつけ合い利害を主張し合う基地紛争が、10年以上にわたって展開されたのである。そしてこの基地紛争は、自衛隊の立川基地の利用のあり方に重大な影響を与えたといえる。

国際政治学者による研究の多くは米軍基地を対象に、米国と接受国政府間の交渉や、接受国における

政府と地方自治体、地域住民による基地反対運動に着目して、基地問題の政治化と収束のプロセスを明らかにしてきた⁶⁾。対して本稿は、米軍の撤退が決定した後の、自衛隊の移駐をめぐる基地紛争の展開に着目する。それを通して、立川の基地問題が、単に日米両政府間の外交政治交渉のみによって鎮静化したのではなく、地域住民や市民団体、地方自治体など多様な利害関係者間の対立と紛争、妥協と調整の結果として不可視化したことを示すことが本研究のねらいである。

2章 基地の街・立川と砂川町

現在の立川市の前身である立川町と砂川町（1963年に立川市に合併）は、20世紀初頭までは養蚕と茶の栽培を主とする農村地帯だった。両村に大きな変化をもたらしたのは、1922年の立川飛行場の完成と陸軍飛行第五大隊の移駐である。これによって、軍と飛行場関係者の往来が増加して翌23年には立川に町制が施行されることになった⁷⁾。

立川飛行場は当初は軍民共用で、1925年には国内初の民間航空会社が立川飛行場のそばに設立され、29年には日本初の民間定期航空が開通した。しかしながら1931年に全ての民間航空会社が新しく完成した東京飛行場（現・羽田空港）に移設されて以来、もっぱら軍用飛行場として使用され、立川町は軍都としての性格を強めていった。飛行場周辺には軍関係の研究所や軍需関連工場が立ち並ぶようになり、これらで働く人びとが移住したために人口が急増した。そして1940年には市制が施かれ、立川市が誕生したのである⁸⁾。

アジア・太平洋戦争終結後、米軍は立川飛行場と航空工廠などの軍事施設を接收し、周辺にあった飛行機工場を解体し、立川を兵站基地とした。そして、横田、調布、埼玉の旧軍飛行場、清瀬、大和田の通信施設や多摩弾薬庫などと併せて、総合的な空軍基地とした。一方、飛行場の周りにあった陸海軍工廠や軍需関連の工場は、平和産業への転換を条件として操業を許可された。だが、戦前、飛行場が設置さ

れて以降急速に人口が増加し市街地化が進んだ立川では戦前の軍需関連工場以外には目立った産業施設もなく、平和産業への転換は進まなかった。失業者が溢れるなかで、多くの住民が駐留軍と関連したサービス業や流通業で生計を立てるようになった。また駐留軍が滑走路の改修工事のために日本人労務者を雇用するようになったため、基地内に勤務することもめずらしくなくなった⁹⁾。

終戦直後の立川市の経済が基地に依存する一方、基地公害も顕在化した。占領期に大きな問題となったのは、住宅地における井戸水のガソリン汚染事件である¹⁰⁾。立川基地から地下を伝って住宅地の井戸にガソリンが流れ込んだことは確実に見られたが、占領期に立川市が駐留軍に調査を依頼することは困難であり、結局原因の究明が行われることはなかった¹¹⁾。

井戸水汚染と並んで大きな問題となったのは基地騒音である。特に、朝鮮戦争の際には立川飛行場から多くの大型輸送機が発着したために影響が大きく、基地に近接する小学校や中学校では、騒音のために授業がたびたび中断されることが問題となった。基地に近接する立川第一中学校は、全国に先駆けて校舎が鉄筋コンクリートに改築され、二重窓にするなどの防音化が図られた¹²⁾。

3章 砂川闘争の展開

井戸水汚染や騒音問題などの基地公害に対する不満が住民の間で高まるなか、立川基地でもジェット機の発着ができるように、米軍は滑走路を北へ120メートル延長し、さらにその周囲に長さ180メートル、幅450メートルの障害物制限区域を設けることを計画した¹³⁾。これに対して、滑走路延長予定地で生活する住民ら70名は、議論の末に条件闘争ではなく絶対反対の闘争をすることを決定し、「基地拡張反対同盟（以下：「反対同盟」に省略）」を結成した。一方で砂川町議会も、5月12日に「立川飛行場拡張に関する反対決議」を全会一致で決議し、町長と町議会が一致して基地拡張反対計画

に対して明確に反対の意思を表明した。その後、「反対同盟」の闘いに対する支援の輪は都内の労働組合を中心に全国規模で拡がりを見せた。1955年から1956年にかけて、東京調達局は滑走路拡張のための測量調査を実施しようとしたが、「反対同盟」とその支援者の抵抗に阻まれて、結局、砂川における測量調査を打ち切ることを発表した¹⁴⁾。

1956年以降、東京都調達局と住民や支援者の間で大規模な衝突はなかったが、1957年7月、都調達局が米軍基地内にある民有地の測量を行おうとしたため、再び住民や支援者らの反発を招いた¹⁵⁾。そして測量調査を阻止するために集まったデモ隊の一部が、境界柵を超えて基地内に侵入したことから、日米安保条約第3条に基づく行政協定に伴う刑事特別法に違反したとして学生ら7人が起訴された¹⁶⁾。

この事件による裁判は、砂川闘争を、〈生活圏を守るための地域住民の抵抗〉から〈反基地・反安保の闘い〉へと変容させる上で重要な意味を持っていた。被告のデモ隊側は、そもそも米軍の駐留自体が憲法第9条第2項に違反するため、安保条約に基づいて規定された本法律も違憲であるから無罪であると主張した。これについて東京地方裁判所は、被告の主張を認めて、日米安保条約に基づく駐留米軍は憲法違反であり、デモ隊は無罪であるとの判決を下した。しかしながら1959年、最高裁判所は、憲法9条は自衛権を否定しないこと、裁判所は安保条約のように高度の政治性を持った条約を審議する権限を持たないことを示した上で、原判決を破棄して東京地裁に差し戻した。この一連の裁判によって、砂川闘争は、日米安保と駐留米軍の合憲性を問う基地紛争として、全国的な注目を集めることとなった¹⁷⁾。

1957年以降、米軍基地拡張問題は裁判闘争へと移行し、砂川現地での衝突や大規模なデモが展開されるようなことはなくなった。だが1966年に入ると、防衛施設庁は、既に接収した土地で住民が許可なく耕作することを禁止する通告をしてきた。再び土地の強制収用反対のために再起した「反対同盟」の呼びかけに即座に反応したのは、当時ベトナム反戦運動に取り組んでいた三派全学連だった¹⁸⁾。砂

川は、学生運動とベトナム反戦運動の盛り上がりとともに、反戦・反基地運動のシンボリックな場所として多くの反戦運動家が集う場所となった。

4章 米軍の基地返還と跡地利用構想

1960年代末は、砂川のみならず、全国各地で激しい反基地闘争が展開されていた。とりわけ、1968年6月2日に福岡県板付飛行場から離陸した米軍機がエンジン故障のために九州大学構内に墜落、炎上した後には、大学関係者と市民らが大規模なデモを行い、全国の反基地運動に影響を与えた。米国政府も、反基地運動を重く受け止め、これを契機に在日米軍基地の再編計画の検討を開始した¹⁹⁾。そして1968年12月、在日米軍司令部は立川基地の滑走路延長計画を撤回し、翌1969年10月3日に、立川基地の米軍飛行部隊が、隣接する横田基地や米本国に移動するため、立川基地での飛行活動を停止することを発表した²⁰⁾。在日米軍の発表後、立川市議会は即座に第5回臨時会を開き、米軍に対して、立川基地の施設を逐次返還し、その利用については地元立川市民の要望を尊重すること、そして基地要員の整理と離職対策について万全を期して対処することを求めた「米空軍立川基地の飛行活動停止に関する意見書」（1969（昭和44）年10月27日）を可決した²¹⁾。

立川飛行場に関心を持っていたのは地元の住民ばかりではなかった。運輸省は羽田空港の混雑緩和のために、立川を民間飛行場として活用することを要請した。一方で防衛庁は、首都防衛のために自衛隊が飛行場の管理権、すなわち離着陸する飛行機に対する管制権を持つことを求めた。自衛隊は、民間機が飛行場を一部使用することは妨げないとはいえ、有事の際には米軍が使用する横田基地と一体的に使用する可能性を想定していることを理由に、自衛隊が飛行場の管制権を持つ必要があることを主張した²²⁾。

当時の米国政府は、ベトナムから撤退すると共にアジアにおける軍事的役割を縮小し、軍事的空白は

アジア各国政府が自衛するよう求める方針へと転換しようとしていた。日本政府は、国内の反基地運動については深刻に受け止めていたものの、米国の「新孤立主義」的傾向に対しては危機感を抱いた。外務省と防衛省が国内の反基地感情に対応しつつ在日米軍基地の機能を維持するための手段として有効だと考えたのが、在日米軍基地を自衛隊の管理下へと移管して共同使用にするという方策だった²³⁾。民間飛行場として使用したい運輸省と、管制権を掌握したい防衛庁がそれぞれ利用計画をまとめて協議を行うこととしたが、1969年12月27日付けの新聞報道によると、米軍は非公式に管制権などを自衛隊に譲りたい意向を示していた²⁴⁾。

しかしながら、事態は米軍と防衛庁の思惑通りにはいかなかった。1971年5月25日に開催された国有財産関東地方審議会で、防衛庁の立川飛行場の日米共同使用が諮問された際に、委員から異論が出たために、結論が保留となったのである²⁵⁾。

審議会で異議を唱えたのは首都圏整備委員会²⁶⁾や東京都である。両者はともに米軍移駐後の立川基地の利用について強い関心を抱いていた。1970年に根本龍太郎建設大臣を委員長とした整備委員会は、立川基地跡地を新宿副都心に次ぐ、「第二副都心」とする構想を発表した。その概要は以下のとおりである。

- a. 立川基地跡地の中央に、皇居前広場に相当する中央公園を造成し、その周囲に床面積約300万平方メートルのオフィス街を建設することにより、立川に商業人口22万人のオフィス・センターをつくる。
- b. オフィス街を取り囲むかたちで、オフィス街に勤務するサラリーマンが居住することを想定した住宅団地を建設する。
- c. 立川駅から敷地内を一巡するモノレールや、新宿からの地下鉄、中央高速道と直結するハイウェイを建設する。²⁷⁾

続いて発表されたのは「広場と青空の東京構想：試案1971」であり、それをもとに1972年5月に

財団法人日本地域開発センター²⁸⁾が発表した「多摩連環都市」基本計画案である。「広場と青空の東京構想」は美濃部亮吉が1971年の都知事選で公約に掲げたもので、(1)生活優先の原則と(2)都民参加によって進める、ことを軸に描かれた都市と都民生活の将来構想である。その内容は多岐にわたるが、都市改造の中心となるのは、都心以外に複数の極をつくることによって東京都の一極集中を緩和することにあつた。また震災にもろい東京を改造し、大地震に備えた防災都市を築くべきことが指摘された²⁹⁾。都内に散在する米軍基地については、「今日、それは東京改造の新しい拠点として、可能性に満ちた未来を期待されている」として、「基地の早期返還と、その跡地が都民のための貴重な都市空間として有効に活用される」ことを求めた³⁰⁾。

この構想において東京改造計画の筆頭に挙げられていたのが、立川市、八王子市、多摩ニュータウン、秋留台地を拠点とした「多摩連環都市計画」である。都心の一極集中と東京の同心円型の都市構造に起因して、ベッドタウン化していた多摩地区に1つの「極」を作ることにより、東京を二極構造化し、多摩地区をベッドタウンから脱却させることが目指された。計画において立川市は「基地の返還を前提に」この地区における行政とビジネス、娯楽の中核を担うことが構想された³¹⁾。全国各地にある基地のなかでも、立川飛行場の利用法は、その立地ゆえに早くから、国土計画と首都計画という観点からも検討されていた。言い換えると、都内にもかかわらず、米軍基地跡地という広大な「空き地」を抱えることになる立川市は、首都移転や東京改造計画において最も可能性を秘めた場所のひとつに数えられていたといえよう。

首都圏整備委員会と東京都の反対を受けて、国有財産関東地方審議会は、防衛庁・自衛隊が一時的に立川飛行場を使用することを決定したうえで、米軍から正式に返還された後の将来的な利用方法は、改めて検討することにした³²⁾。

5章 自衛隊移駐をめぐる基地紛争

1節 革新市長の誕生と「市民の意思」としての移駐反対

日本政府が米軍基地跡地の自衛隊と米軍の一時的な共同使用を決定する一方、立川市内においては、跡地利用に関して立川市の住民の声が尊重され、その生活環境が守られることが最大の関心事となっていた。おりしも、1971年8月22日には立川市長選が行われ、社会・共産両党が推す元都立大学教授の阿部行蔵が、保守系が推す万田勇助元都議会議員を抑えて第10代市長に当選した³³⁾。

キリスト教信者として若い頃から社会活動に熱心で平和運動家としてもよく知られていた阿部は、市長選においても自衛隊の基地使用絶対反対を訴えた³⁴⁾。当選後の所信表明演説では、自衛隊移駐反対と、立川基地の全面返還、そして基地跡地を平和で豊かな都市作りに役立てることを方針として掲げた。市議会もまた10月13日の第4回定例会において、自衛隊移駐に反対する「立川基地への自衛隊移駐に関する意見書」を満場一致で可決した³⁵⁾。

さらに阿部は、移駐反対が「市民の意思」であることをデータで示すために、住民基本台帳より無作為抽出した1,247世帯を対象とした「立川基地自衛隊移駐に関する意識調査」を実施した³⁶⁾。調査の結果、自衛隊移駐に賛成と回答したのは13.7%だったのに対して反対は82.3%で、移駐反対と答えた回答が多数を占めた³⁷⁾。注目すべきなのはその理由である。賛成理由として過半数を占めたのが「国を守るために自衛隊は必要」(52.5%)で、「災害救助のため自衛隊基地は必要」(28.3%)、「すでにある基地だから自衛隊が利用するのは当然だ」(15.8%)、「立川市発展のため基地は必要」(13.3%)、「政府の方針だから止むを得ない」(11.7%)が続いた。

それに対して反対の理由で過半数を占めたのが「騒音、墜落の危険などで生活が脅かされる」(52.8%)であり、続いて「基地の存続はまちの発展に支障をきたす」(21.7%)、「自衛隊は必要だが立川にきてほしくない」(19.3%)、「政府の一方的

な押し付けには反対だ」(15.7%)、「自衛隊は憲法と相容れないから反対だ」(11.9%)が挙げられた。また基地跡地の利用法については、「ビジネス・ショッピングセンターにする」(67%)が多数を占め、次に「教育・文化・福祉施設を含めた文化センターにする」(31.6%)、「公園・運動場などの市民のいこいの場にする」(29.5%)などの回答が多かった³⁸⁾。この結果からは、賛成派は国防組織としての自衛隊の存在意義や自衛隊の災害救助活動を重視していたのに対して、反対派は自衛隊の意義や違憲性よりも、基地が生活環境や街の発展に与える悪影響を理由に反対していたことが読み取れる。

2節 自衛隊の強行移駐と立川市の対抗措置

防衛庁はこうした立川市の動向に鑑みて、予定していた12月中の移駐を延期することを決定した。その一方で、立川市との交渉を打ち切り、昭和46年度、すなわち1972年3月までには、立川市側の対応にかかわらず移駐を強行することを通告した³⁹⁾。あくまで自衛隊移駐反対を貫く阿部と、防衛庁・自衛隊の間には、その後も対話や交渉は生まれることなく、防衛庁が移駐の期限として設定した1972年3月を迎えた。

市民の抗議活動による妨害を恐れてか、宇都宮の陸上自衛隊東部方面航空隊所属の先遣隊約50人が7日の深夜に立川基地にジープやトラックで入った。事前通告がされたのは、先遣隊が基地ゲートに入る直前の7日夜11時過ぎのことであり、ほぼ「抜き打ち」移駐だった⁴⁰⁾。これに対しては、移駐に反対の声をあげ続けていた市民団体のみならず、以前から自衛隊移駐に対して批判的だった美濃部亮吉都知事も抗議声明を発表した⁴¹⁾。

国会でも野党各党が政府の対応を厳しく追及した。移駐翌日の3月8日に開かれた衆議院予算委員会では、早速日本社会党の小林進が「抜き打ち」移駐について質問した。これに対して江崎真澄防衛庁長官は、自衛隊の一時使用が決定した当初から、立川への自衛隊の移駐の第一義的な目的は民生協力だったこと、すなわち首都圏に大災害が起こった時に円滑に災害救助を行うための移駐であることを強調し

た⁴²⁾。当初、防衛庁は、東部方面航空隊の立川への移駐の目的を「首都防衛及び災害時の活動を容易にするため」⁴³⁾としていたのだが、各方面から予想以上の強い反発を受けて、災害救援活動を前面に出すことによって批判を和らげようと試みたと考えられる。

先遣隊の「抜き打ち移駐」によって、自衛隊移駐反対運動はますます熱を帯び、市内では度々デモ集会が開催された。だが移駐反対を貫く阿部市長と自衛隊との間で折り合いがつかないまま、1972年12月27日に陸上自衛隊東部方面航空隊に所属する管制気象隊とヘリコプター隊130人と中型ヘリコプター5機が立川基地に移駐した。これにより、先遣隊を含めた常駐隊員は250人、航空機は10機となった⁴⁴⁾。

これに対抗する措置として、立川市は、米軍基地内に居住する自衛隊員の住民登録を停止し、すでに登録済みの隊員に対しては取り消す措置を取ることとした。これは地方自治体による反自衛隊闘争の一環としてすでに那覇市が行ったことに倣うものだった⁴⁵⁾。だが、住民票がない自衛隊員が高校や大学への入学手続きができないといった問題が浮き彫りになり、憲法で禁じられた身分、職業による差別であり、人権の侵害であるとの批判が強まった。そこで、登録保留を最初に行った那覇市が、住民登録手続きを始めたことに倣って、立川市も2月15日に登録保留を解除することを決定した。市長の阿部は「大多数の市民と、市議会、市当局の反対を押切って、政府が無理押しした移駐に対する自治体の抵抗としての意味は、かなり果したし、安保体制下の矛盾をえぐり出したことは成功だ」と総括した⁴⁶⁾。

6章 砂川闘争から自衛隊移駐反対運動へ

自衛隊移駐をめぐる防衛庁(国)と立川市(地方自治体)、そして市議会内部で、激しい攻防が繰り返され、基地返還後の立川のあり方について様々な市民運動団体が活発な動きを見せた。米軍が滑走路拡張計画の中止を通告したのに対して、

もっとも早く反応したのは、10年以上にわたり滑走路拡張に対して抵抗を続けてきた砂川地区の「反対同盟」とその支援者たちである。

「反対同盟」は当初、米軍が拡張計画の停止を通告してから半年後の1969年6月1日に「砂川闘争勝利報告集会」を開催し、長年にわたる抵抗運動の勝利を祝った⁴⁷⁾。しかしながら、自衛隊が立川基地に移駐する計画が明らかにされると、「反対同盟」のメンバーのひとりである宮岡政雄が「立川基地の自衛隊使用に反対する市民会議」を結成して、自衛隊の移駐に対する反対運動を始めた。宮岡は、「第二、第三の砂川闘争で対決する方法しかない」との考えに基づき、砂川闘争で共闘した立川市反戦市民連合、立川ベ平連、三多摩反戦青年委員会と協力して大集会を開催して世論を喚起するとともに、自衛隊移駐後のヘリコプター騒音などの被害を理由にして裁判闘争に持ち込み、「自衛隊の違憲性」を追及しようとした⁴⁸⁾。また砂川闘争を支援していた学生らの一部は「反戦塹壕闘争委員会」(代表:下川順一郎)を結成し、「拡張阻止から基地撤去へ」と目標を拡大して、自衛隊移駐問題に取り組むようになった⁴⁹⁾。

新聞報道などからは、自衛隊の先遣隊が「抜き打ち移駐」を強行した1972年3月前後から本隊が基地移駐を完了した1972年12月が、市民団体による自衛隊移駐反対運動のピークであったことがうかがえる。当時の反自衛隊移駐運動を担っていた市民組織のひとつである「若葉町市民会議」が1972年7月に発行した『立川からの証言:市民のつくった基地白書』には15の「行動する市民の組織」が掲載されている(表1)。この表が、当時反自衛隊移駐運動をしていた市民団体を網羅しているかどうかは定かではないが、当時の主要な団体グループとそれらが結成された時期が見て取れる。

表 1 1972 年 7 月時点の主要な反自衛隊移駐組織

団体名	代表者	結成年月日
砂川町基地拡張反対同盟（「反対同盟」）	青木市五郎	1955 年 5 月 6 日
立川から基地をなくす市民の会	下野順一郎	1968 年 5 月 5 日
反戦塹壕斗争委員会	和田真幸	1969 年 5 月 25 日
立川基地平和利用市民会議	中村涼三	1970 年 1 月
立川基地の自衛隊使用に反対する市民会議	宮岡政雄	1970 年 2 月
立川ベ平連	岩瀬浩太	1970 年 4 月
立川反戦市民連合	島田清作	1970 年 5 月 14 日
明るい立川をつくる会	秋山博	1971 年 7 月
自衛隊立川基地進駐阻止共斗会議	和田真幸	1971 年 7 月 10 日
自衛隊の立川基地使用阻止共斗会議	なし	1971 年 12 月 8 日
否の会	加藤克子	1972 年 2 月 1 日
芽の会	草場勝広	1972 年 3 月 5 日
若葉町市民会議	なし	1972 年 3 月 12 日
否鳥の会	野邸・木村	1972 年 4 月 16 日
平和な立川をつくるみんなの会	池田敏雄	1972 年 6 月 7 日

* 若葉町市民会議『立川からの証言』若葉町市民会議（1972 年）42 頁をもとに筆者が作成。

このリストに挙げられている 15 団体のうち、半数程度は砂川における基地拡張反対運動に関わってきたグループや個人を母体とし、あるいはそこから発展して結成されていた⁵⁰⁾。このうち、やや異色なのは 1971 年 7 月に結成された「明るい立川をつくる会」である。本会は、阿部行蔵の選挙戦の推進母体として結成され、基地問題だけでなく市政にかかわる多様な課題について集会やデモを主催した。阿部は社会党と共産党の統一候補だったことから、一時は両政党の支持者約 1,500 人が参加していたが、会の運営をめぐる分裂してからは弱体化した⁵¹⁾。

自衛隊先遣隊が移駐した 1972 年 3 月の前後、移駐問題が特に注目を集めるなかで、この問題に取り組むために新しく市民グループが複数立ち上がった。そのうちのひとつである「芽の会」が、「これまでの社・共の「明るい会」の署名活動しか行なわない状況やセクト主義に限界を感じ、何よりも市民としての自衛隊反対の声を自らの主体的行動を通して貫徹していくことが出発点⁵²⁾」だったと述べている通り、この時期に結成されたグループは、既存の移駐反対運動組織や既成政党、あるいは労働組合などとは無関係に、問題に関心のある個々人の集合体として結成されたと考えられる⁵³⁾。

これらの団体のバックグラウンドは多様だが、立

川市の住民だけでなく近隣の市町村の住民や学生など担い手の居住地区も多様であることは注目に値する。つまりこれらの団体は、砂川闘争における「反対同盟」のように、基地の近くに居住する住民グループばかりではなかったということである。むしろ、自衛隊の存在じたいの違憲性や暴力性、自衛隊を構造的に支える日米安保体制を否定するために立川への移駐に異議を唱える人びとによって担われた運動組織だったといえるだろう。

上記の市民団体や労働組合、学生団体らは、自衛隊先遣隊が「抜打ち移駐」を行って以降、度々、デモや集会を開催し、国や立川市に対して自衛隊の移駐中止を求めた。12 月に本隊が移駐することが予定されていたため、反対運動の動きは特に活発になった。12 月 11 日、基地の南側の金網に面した児童遊園地に、28 の反戦市民団体や学生グループが共同で 3 張のテントをたてて、メンバーが泊まり込み、24 時間交代で基地の監視を始めた。先遣隊の「抜打ち移駐」を教訓として、自衛隊に移駐の動きがあった際にすぐに動員をかけて実力で移駐を阻止するためである⁵⁴⁾。「テント村」のテントの数は日に日に増加し、泊まり込みの若者たちがそこを拠点に連日早朝にピラを巻き、基地正面への座り込みを続けた⁵⁵⁾。本隊の移駐予定日とされた 12 月 27 日当日には、阿部市長を先頭に、市議や労働組合員、

学生、市民団体など2,000人以上が抗議のために基地ゲート前に集まったが、結局本隊の移駐は完了した⁵⁶⁾。反対派の市民グループは、その後もテント村での自衛隊監視を続けたが、次第に参加者の数は減少していった⁵⁷⁾。

7章 基地移駐をめぐる紛争の鎮静化

1節 三分割有償方式

多くの住民の反対の声を押し切って自衛隊は立川に移駐したものの、自衛隊の永続的な基地使用については国有財産関東地方審議会で判断が保留にされたままだった。市長の阿部は、自衛隊の撤退と自衛隊抜き跡地利用計画を構想するために、1974年4月26日に、市長の諮問機関として「立川基地平和利用委員会」を発足させた。委員会は40名の学識経験者、市議会議員、地域住民代表、公共的団体等が推薦する者によって構成され、立川基地の跡地利用計画について検討した。同年9月に条例によって公的な性格を与えられ、「立川市基地平和利用委員会」として改めて設置された上で、翌75年4月8日に『基地をなくして緑と青空のまち』と題する「立川基地の平和利用計画について」の答申書を市長に提出した⁵⁸⁾。

答申書は、4章で示した「広場と青空の東京構想」をふまえた内容となっており、立川市住民の基地返還後の跡地利用についての基本的な考え方と具体的な利用方法が明示されていた。そこには「返還に対する基本的な考え方」として自衛隊の継続使用を認めないことが明記された。その上で、「市民の生活を第一義にとらえたまちづくり」が開発の方針として筆頭に挙げられ、基地があるためにまちづくりが制約を受け、そのために生まれた生活環境や都市機能の歪みをなくすことが目標に掲げられた。また「立川市が従来受けてきた「基地のまち」・「競輪のまち」という好ましくないイメージ」を変えることが目指された。具体的には、大規模公園や総合大学の誘致が挙げられたほか、周辺的生活環境を整備するための道路・交通計画や市民サービスの行き届い



図1 1977年1月22日『市議会だより』に掲載された地元の跡地利用案（東京都立川市議会編さん委員会、前掲、674頁）。

た業務・行政センターの設置が提案された⁵⁹⁾。

答申書は、これまでの阿部市長の基地政策を是認する内容ではあったものの、この後、立川基地跡地利用構想は大きな転換を迎えた。まず1975年9月1日に実施された市長選で、無所属新人の岸中土良が阿部をわずか455票差で破って新市長に就任した⁶⁰⁾。次に、1976年6月に国有財産中央審議会が「米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針について（三分割有償方式）」を答申した。この三分割有償方式とは、返還された国有地を①地元地方自治体と②国及び政府関係機関、③留保地、の3つに分けて使用するとし、地元利用分は、国による「無償貸し付け」ではなく市価を原則とする「有償払い下げ」とするというものである⁶¹⁾。

立川基地は戦前、旧陸軍航空技術研究所をはじめとする旧陸軍施設が設置されていたが、終戦後に、米軍が接収して「立川飛行場」として使用することになった。それが、基地内の一部の民有地を除き、1976年5月31日と1977年11月30日に日本政府に返還されて、国有財産とされた⁶²⁾。従来、米軍から国に返還された土地を処分する場合、政府は公共施設などの用途に供するために地方公共団体に対して無償貸与、譲与、減額売払などの優遇措置を適用していた。しかしながら、国の財政事情の悪化を背景に、国有地を処分することによる収入の増加とそれによる財政再建が求められるようになった。

そこで三分割有償方式が、立川基地をふくめ関東計画によって米軍から返還される首都圏の土地の処分に応用されることになったのである⁶³⁾。

三分割案は、国の財政再建に有効である一方で、地域住民の意向を再開発計画に反映させることを困難にさせ、地方自治体に大きな財政負担を強いる方式である。当然ながら立川市は強く反発したが、東京都は三分割案に対して明確な態度を示さなかった。東京都は首都機能の二極化構想を推進していたため、国からの無償貸与を前提に大規模公園と教育施設の建設を中心に再開発を進めようとする立川市案を必ずしも支持していなかったからである。市長の岸中は、首都圏で米軍基地を抱えている他の市区の首長らと共に、三分割有償の処分方式に反対であることを都内選出の衆参両院議員に訴えて協力を要請した。また住民の間でも三分割有償払い下げ反対の署名運動が行われ、官民一体の反対運動が展開された⁶⁴⁾。

2 節 公園と防災基地と自衛隊

立川市だけでなく米軍基地を抱える市区をあげての反対運動が盛り上がる中、再び新たな展開があった。建設省が、昭和天皇在位 50 年を記念した「昭和記念公園」の建設事業を計画し、当時の首相福田赳夫が候補地として立川基地跡地を考えている旨を表明したのである。これに対して、立川市議会と市長は、公園建設を実現させるため、1977 年 8 月、跡地利用推進協議会内に「昭和記念公園誘致促進実行委員会」を設置した⁶⁵⁾。

1978 年 10 月、大蔵省と国土省は「立川飛行場返還国有地の処理について（大綱案）」を発表した。それによると、返還国有地の跡地は①大規模公園と広域防災地区の二本柱とする、②立川、昭島両市の市街地の健全な育成のために必要な業務地などの用地を周辺に配することが基本方針とされた。その上で、具体的な計画内容としては、まず跡地を 5 つに分けて、本跡地面積の三分の一を占める大規模公園を設け、公園の東側部分に広域防災地区を設ける。この防災基地は、国の災害対策本部、警察及び消防などの防災関係機関の施設のほか、災害情報の収集や連絡などを行う自衛隊飛行基地を配備する。さら

に、跡地の東南部と西南部に公共機関、民間事務所などの施設を設け、公園西側地域の中央部、広域防災基地東部にそれぞれ南北に縦断する道路を設けることとした。その他地域については当分の間用途の決定を留保することになった。ちなみに、広域防災基地内に建設される自衛隊飛行基地の使用面積は、一時的に使用が許可されている基地面積の 4 分の 3 程度に縮小されることも明記された⁶⁶⁾。



図2 1979年1月30日『市議会だより』に掲載された国の大綱案（東京都立川市議会編さん委員会、前掲、681頁）。

この大綱案は、立川基地跡地を利用したいとする防衛庁／自衛隊、東京都、立川市及び立川市民それぞれの利害を反映した折衷案だといえるだろう。すなわち、米軍基地跡地を引き継ぎたいとする防衛庁、首都圏の二極化と災害に強い都市づくりを目指す東京都と、「基地の街」というイメージを払拭し、「緑のなかのまち」となるために大規模公園の建設を計画していた立川市それぞれの希望が織り交ぜられた再開発計画案であった。広域防災地区の一部に自衛隊駐屯地が設けられることになったのは、住民の自衛隊移駐に対する根強い反発への配慮だったと考えられる。

この大綱案に対して、自衛隊の使用が明記されていることもあって立川市民の間では再び反対運動が繰り広げられた。だが、大蔵省が「三分割有償方式」を方針として打ち出していたため、立川市がも

し完全に自衛隊を排除することになった場合は、基地交付金も国から拠出されない上に、市内の土地を有償で買い上げなくてはいけなくなったのである。そうした状況において「平和利用」にこだわると、立川市は財政的に非常に苦しい状態に置かれることは明白だった。そこで市長の岸中は、1977年12月末に、国の大綱案を了承し、自衛隊の存続利用も認めることを、大蔵大臣、建設大臣、防衛庁長官に提出した。1979年には東京都も、「立川飛行場返還国有地の処理（大綱案）に賛成」との回答を関係当局に伝え、基地跡地における自衛隊の永続的な使用が了承されることとなった⁶⁷⁾。

8章 おわりに

1960年代末、米政府は、アジアからの軍事プレゼンスの縮小を決め、日本政府に対して防衛負担の増強を要求するようになった。日本政府は、新孤立主義に傾く米国を繋ぎ止めるため、米軍基地跡地を自衛隊の管轄にした上で、日米共同使用することによって軍事的空白を埋めようとした。それはまた、ベトナム反戦運動の興隆と共に各地で激しさを増していた、米軍基地反対運動への対応策でもあった。

先行研究は、首都圏の基地問題は関東計画によって収束したとしてきた。たしかに1980年代に入ると首都圏の基地紛争は鎮静化した。今日、JR立川駅のすぐ近くにある陸上自衛隊立川駐屯地についても、目立った「基地問題」があるようには見受けられない。だが、当初の計画よりもずっと小規模になり広域防災地区の一部に埋め込まれた自衛隊駐屯地の現状や隣接する国立昭和記念公園の今日の姿は、10年以上にわたる基地紛争の結果として生まれたものなのである。

本稿が示した通り、立川市や地域住民は、米軍の後に自衛隊が移駐してくることに對して強く反発した。長年にわたって基地公害に悩まされてきた立川市の住民の大多数は、米軍から返還された基地跡地を、住民の福利のために利用するよう求めた。立川基地の一時的な日米共同使用が決定した直後に実施

された選挙で、平和運動家として知られた阿部行蔵が立川市長に当選したことによって、自衛隊移駐反対の世論はより強固なものとなった。加えて、砂川で米軍による滑走路拡張反対運動に取り組んできた個人やグループが自衛隊移駐反対運動を展開したことも、世論や立川市議会に大きな影響を与えた。そうした状況を背景に、立川市議会も立川市長も、政府の日米共同基地利用政策に真っ向から反対し、自衛隊移駐反対の姿勢を貫いた。自衛隊移駐をめぐる基地紛争が続くなか、日本政府は、基地跡地に国立公園を建設し、それと隣接するかたちで広域防災地区を設置し、防災地区の一角に自衛隊駐屯地を設置することを提案した。この提案は、いわば、基地を「隠蔽」することによって自衛隊移駐をめぐる紛争の鎮静化を計ったものだといえるだろう。

だが自衛隊移駐をめぐる基地紛争は、本当にこの「隠蔽」によって終焉したのだろうか。長年にわたって砂川で闘った住民の中には、米軍が横田に移駐した後の立川の「繁栄」を、砂川闘争の成果であると評価する者もいる。一方で自衛隊移駐に反対してテント村を結成した活動家の一部は、今日に至るまで「立川自衛隊監視テント村」としての活動を継続している。すなわち、陸上自衛隊立川基地の監視を続け、定期的なヘリ騒音の分析やジェット機飛来反対デモ、自衛官向けの情宣放送を続けているのである⁶⁸⁾。自衛隊駐屯地を広域防災地区に埋め込み、「隠蔽」することによって、立川の基地紛争は確かに鎮静化した。自衛隊が立川に移駐した1972年以降、50年間にわたって抵抗活動を続けている市民がいることを軽視するべきではないだろう。

謝辞：本稿を作成するにあたり、「立川自衛隊監視テント村」の大洞俊之さん、加藤克子さん、河野環さん、また「砂川平和広場」の福島（宮岡）京子さんにご多岐にわたるご教示いただき、資料を提供していただきました。どうも有難うございました。

【注】

- 1) この経緯は吉田真吾『日米同盟の制度化：発展と深化の歴史過程』（名古屋大学出版会、2012年）、川名晋史『基地の消

- 長 1968-1973：日本本土の米軍基地「撤退」政策』（勁草書房、2020年）に詳しい。
- 2) 小山高司『「関東計画」の成り立ちについて』、『戦史研究年報』11、2008年、1-20頁。
 - 3) 森脇孝広「総論 戦後史のなかの砂川闘争：1950年代を中心として」、『歴史評論』778、2015年、6頁。
 - 4) 例えば2015年には『歴史評論』778号が「戦後史の中の砂川闘争：1950年代を中心として」と題した特集を組んでいる。
 - 5) 川名晋史『基地の消長 1968-1973：日本本土の米軍基地「撤退」政策』、勁草書房、2020年、203頁。強調は本文のとおり。
 - 6) 英語圏においては Cooley, Alexander, *Base Politics: Democratic Change and the U.S. Military Overseas* (Cornell University Press, 2008) や Yeo, Andrew, *Activists, Alliances, and Anti-U.S. Base Protests* (Cambridge University Press, 2011) をはじめとして、基地政治に関する著書や論文が多数発表されている。日本語では、川名晋史が日本と世界各国の米軍基地をめぐる政治や基地紛争について『基地の政治学：戦後米国の海外基地拡大政策の起源』（白桃書房、2012年）をはじめとして多数の著書や論文を発表している。
 - 7) 立川市史編纂委員会『立川市史 下巻』、立川市、1969年、1114-1156頁。
 - 8) 同上。ちなみに、砂川闘争が展開された砂川町は、この時点では立川市には編入されておらず、砂川村という独立村だった。砂川村もまた、古くからの農村地帯だったが、飛行場の設置に伴い軍需産業従事者が移り住むようになり、住宅地としての性格も併せ持つようになった。
 - 9) 東京都立川市議会史編さん委員会『立川市議会史 記述編』、東京都立川市議会、1992年、162-169頁。
 - 10) 第一次汚染事件は1947年に発生した。原因が究明されないうまま、1952年に第二次汚染事件が発生し、多数の住民生活に影響が及んだ。
 - 11) 東京都立川市議会史編さん委員会、前掲、283-287頁。
 - 12) 『讀賣新聞』1961年4月13日。
 - 13) 東京都立川市議会史編さん委員会、前掲、315頁。
 - 14) 砂川町基地拡張反対同盟『砂川の闘争記録』、砂川町基地拡張反対同盟、1957年。
 - 15) 1945年の敗戦に伴い、米軍が旧陸軍の飛行場施設を接收した際、飛行場の中にあった民有地の所有権も奪われた。52年の講和条約によって所有権は8名の地主に返還され、以降は米軍が地主と賃貸契約を結んで使用するかたちをとっていたが、反対闘争が起ってから、地主らは賃貸契約の更新を拒否することを決定した。それに対して政府は、この民有地を土地収用法で取り上げるために、7月7日に測量をおこなった。
 - 16) 砂川町基地拡張反対同盟、前掲、202-203、236-237頁；宮岡政雄『砂川闘争の記録』、御茶の水書房、2005年、134-138頁。
 - 17) 本裁判については多数の著書や論文が発表されてきた。事件から半世紀以上が経過しても、吉田敏浩・新原昭治・末浪靖司『検証・法治国家崩壊：砂川裁判と日米密約交渉』（創元社、2014年）、笹田栄司『砂川事件最高裁判決：政治と法の狭間に漂う最高裁』、『季刊ジュリスト』（17号、2016年）をはじめとして、裁判の意義を再検討する研究が刊行されている。
 - 18) 宮岡政雄『砂川闘争の記録』、御茶の水書房、2005年、201-210頁。
 - 19) 川名、前掲『基地の消長 1968-1973：日本本土の米軍基地「撤退」政策』、36-44、86頁。
 - 20) 東京都立川市議会史編さん委員会、前掲、588頁。
 - 21) 東京都立川市議会史編さん委員会『立川市議会史 資料編1』、東京都立川市議会、1991年、688-689頁。
 - 22) 『讀賣新聞』1969年12月27日
 - 23) 吉田、前掲、第3章。
 - 24) 『讀賣新聞』1969年12月27日；『朝日新聞』1969年12月27日。
 - 25) 『讀賣新聞』1971年5月26日
 - 26) 首都圏整備委員会とは、首都圏整備法（昭和31年法律第83号）に基づき、首都圏の整備に関する総合的な計画を策定するために設置された行政機関である。
 - 27) 東京都立川市議会史編さん委員会、前掲『立川市議会史 記述編』、593-594頁。
 - 28) 財団法人日本地域開発センターは、1964年に「産業界と学界とが相互の立場を尊重して相連携し…政府の政策に強力に反映させていくこと」を目的に創設された民間の調査研究機関である。創設以来、1969年度の「新全国総合開発計画」をはじめ、大小様々な地域開発計画に影響を与えてきた（一般財団法人日本地域開発センター「設立趣意書」<http://www.jcadr.or.jp/>、2022年9月23日閲覧）。
 - 29) 東京都企画調整局調整部『広場と青空の東京構想：試案1971』、東京都、1971年、1-50頁。
 - 30) 同上、235頁。
 - 31) 同上、150-151頁。
 - 32) 『讀賣新聞』1971年5月26日；『産経新聞』1971年6月25日。
 - 33) 東京都立川市議会史編さん委員会、『立川市議会史 記述編』、前掲、493-494頁。
 - 34) 日本人名大辞典「阿部行蔵」（ジャパナレッジ <https://japanknowledge.com/lib/display/?lid=5011060424220>、2023年2月10日閲覧）。
 - 35) 東京都立川市議会史編さん委員会、『立川市議会史 記述編』、前掲、494-495、598-600頁。しかしながら、1972年1月26日に、市議会は同意見書を撤回する要望意見書を可決した。自衛隊移駐反対運動が活発化したことに対して保守系議員が反発したためである。
 - 36) 調査は1971年10月20-30日に実施され、立川市内の41,478世帯から住民基本台帳より3%を無作為抽出した1,247世帯を対象に行われた。配布率は80.5%、回収率は87.2%で、調査用紙回収枚数は875枚だった（立川市『立川基地自衛隊移駐に関する意識調査』（立川市中央図書館所蔵：120135058））。

- 37) 同上。
- 38) 同上。
- 39) 『毎日新聞』1971年11月13日；『毎日新聞』1971年12月8日。
- 40) 『朝日新聞』1972年3月8日。
- 41) 『日本経済新聞』1972年3月8日。
- 42) 第68回国会 衆議院予算委員会（1972年3月8日）会議録。
- 43) 第71回国会 衆議院内閣委員会（1973年2月21日）会議録。
- 44) 『讀賣新聞』1972年12月27日。1973年5月2日に航空機18機と隊員217人が宇都宮から移駐し、陸上自衛隊東部方面航空隊の立川基地への移駐は完了した（『讀賣新聞』1973年5月2日）。
- 45) 『朝日新聞』1972年12月19日
- 46) 『朝日新聞』1973年2月4日；『朝日新聞』1973年2月15日。
- 47) 宮岡、前掲、248頁。
- 48) 『讀賣新聞』1971年6月26日。
- 49) 若葉町市民会議『立川からの証言』若葉町市民会議、1972年、36-37頁；自衛隊立川基地進駐阻止共闘会議『反軍・反基地：自衛隊立川基地進駐阻止闘争レポート』、自衛隊立川基地進駐阻止共闘会議、1972年。
- 50) 若葉町市民会議、前掲、1972年、40頁。
- 51) 『讀賣新聞』（1972年4月12日）によると、1972年4月に、社会党系のメンバーが「会の運営は共産党一党の押し付けによって」いるとして、党として会から脱退することを決めた。社会党系メンバーの脱退は、会の勢力を大きく減退させ、ひいては阿部の支持母体の弱体化にもつながった。
- 52) 若葉町市民会議、前掲、39頁。
- 53) 同上、38-40頁。
- 54) 否の会『否 立川闘争の記録 1972-1973』、否の会、1973年、28頁；『朝日新聞』1972年12月14日。
- 55) 『毎日新聞』1972年12月18日。
- 56) 『朝日新聞』1972年12月27日。
- 57) 1973年5月11日付の『讀賣新聞』の記事によると、市内の市民グループ17団体が交互に10人前後常駐し、双眼鏡やカメラで基地内自衛隊の活動を監視し、ラウド・スピーカーで自衛隊員に反戦の呼びかけをするなどの活動を続けた。これに対して立川市は、「自衛隊の移駐が終わった現在、テント村存続の意味はない」として、テント村が児童公園を使い続けることを不許可にすることにした。
- 58) 東京都立川市議会史編さん委員会、前掲『立川市議会史 記述編』、666-667頁。
- 59) 立川市「基地をなくして緑と青空のまち：立川基地平和利用計画市案（昭和51年1月31日決定）」立川市役所企画部『立川基地跡地利用計画資料集（第3号）』、立川市役所、1982年、13-26頁。
- 60) 東京都立川市議会史編さん委員会、前掲、651頁。
- 61) 同上、669-670頁。
- 62) 大蔵省・国土庁「立川飛行場返還国有地の処理の大綱について（案）」立川市役所企画部、前掲、33頁。
- 63) 国有財産中央審議会「国有財産中央審議会答申書「当面の国有地の管理処分のあり方について」立川市役所企画部、前掲、53-62頁。
- 64) 東京都立川市議会史編さん委員会、前掲『立川市議会史 記述編』、669-676頁。
- 65) 同上、676-678頁。
- 66) 大蔵省・国土庁「立川飛行場返還国有地の処理の大綱について（案）」立川市役所企画部、前掲。
- 67) 東京都立川市議会史編さん委員会、前掲『立川市議会史 記述編』、679-683頁。
- 68) 立川自衛隊監視テント村「テント村の活動紹介」<http://tachikawatento.sakura.ne.jp/aboutus.html>（2022年12月13日閲覧）。

参考文献

- Cooley, Alexander, *Base Politics: Democratic Change and the U.S. Military Overseas* (Cornell University Press, 2008).
- 否の会『否 立川闘争の記録 1972-1973』、否の会、1973年。
- 自衛隊立川基地進駐阻止共闘会議『反軍・反基地：自衛隊立川基地進駐阻止闘争レポート』、自衛隊立川基地進駐阻止共闘会議、1972年。
- 川名晋史『基地の政治学：戦後米国の海外基地拡大政策の起源』、白桃書房、2012年。
- 『基地の消長 1968-1973：日本本土の米軍基地「撤退」政策』、勁草書房、2020年。
- 小山高司『「関東計画」の成り立ちについて』、『戦史研究年報』11、2008年、1-20頁。
- 宮岡政雄『砂川闘争の記録』、御茶の水書房、2005年。
- 森脇孝広「総論 戦後史のなかの砂川闘争：1950年代を中心として」、『歴史評論』778、2015年、5-14頁。
- 笹田栄司「砂川事件最高裁判決：政治と法の狭間に漂う最高裁」、『季刊ジュリスト』17、2016年、26-33頁。
- 砂川町基地拡張反対同盟『砂川の闘争記録』、砂川町基地拡張反対同盟、1957年。
- 立川市史編纂委員会『立川市史 下巻』、立川市、1969年。
- 立川市役所企画部『立川基地跡地利用計画資料集（第3号）』、立川市役所、1982年。
- 東京都企画調整局調整部『広場と青空の東京構想：試案 1971』、東京都、1971年。
- 東京都立川市議会史編さん委員会『立川市議会史 記述編』、東京都立川市議会、1992年。
- 東京都立川市議会史編さん委員会『立川市議会史 資料編1』、東京都立川市議会、1991年。
- 若葉町市民会議『立川からの証言』、若葉町市民会議、1972年。
- Yeo, Andrew, *Activists, Alliances, and Anti-U.S. Base Protests*. Cambridge University Press, 2011.
- 吉田真吾『日米同盟の制度化：発展と深化の歴史過程』、名古屋大学出版会、2012年。
- 吉田敏浩・新原昭治・末浪靖司『検証・法治国家崩壊：砂川裁判と日米密約交渉』、創元社、2014年。